

国立研究開発法人物質・材料研究機構

研究データポリシー

平成30年8月1日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

1. 目的

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的としている。

研究活動を通じて得られる研究データは重要な知的資産であり、機構は、これらのデータについて、適切な管理を行いつつ、広く有効な利活用を図るよう、積極的な措置を講ずる必要がある。

このため、機構における研究データの収集、管理、利活用等に関する基本的な方針を、「研究データポリシー」として、以下のとおり定める。

2. 対象とする研究データ

本ポリシーの対象とする研究データは、次に掲げるとおりとする。

(1) データの形式

電磁的方式（電子的方式、磁気的方式、光学的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で記録されたもの。

(2) データの種類

イ 機構の職員等が職務上得た研究成果物等のうち、論文、データベース、ソフトウェア等として一般に公表されたもの

ロ 機構の職員等が職務上得た研究成果物等で一般に公表されていないもの（論文等の公表データの元となったバックデータ等を含む。）のうち、機構が組織として収集・保管し、利活用を図るべきものとして選定したもの

ハ 機構外の者が作成した研究データであって、機構が構築する材料データプラットフォーム（以下「材料 DPF」という。）等を通じた利活用を図るため、機構が提供を受けたもの。

3. 基本的な考え方

2. の研究データの取扱いについては、研究成果物等の取扱いや情報セキュリティ、個人情報保護等に関する機構の諸規程その他の関係規程に定めるところによるほか、以下の考え方による。ただし、2.（2）ハの研究データについて、個別の契約等で別に定めるところがある場合は、それに従うものとする。

(1) データ管理計画

- イ 機構は、多様な研究データの各々の性質や来歴等に留意しつつ、機構における研究データの取扱い一般に関するデータ管理計画 (Data Management Plan: DMP)を定め、研究データの収集・管理、利活用等に関する共通的な事項を示す。
- ロ イに掲げるもののほか、機構においては、各般の研究プロジェクト等におけるデータ管理計画の策定を推進するものとする。

(2) 研究データの収集・保管

機構は、機構内外から広く研究データを収集し、材料 DPF 又は各研究プロジェクト等のデータ管理計画で指定するリポジトリ等において、適切に保管する。

(3) 研究データの品質の確保

機構は、研究データの相互運用その他の利活用のためのデータの信頼性、正確性、機械可読性、トレーサビリティなど、研究データの品質の確保に努める。

(4) 研究データの提供・供用

- イ 機構は、研究データに関する権利に配慮しつつ、その効果的な提供・供用を通じ、機構内外のデータの利活用による多様な知の融合を促進し、発展的な成果を生み出すことを目指す。
- ロ 機構は、研究データの提供・供用を行う際には、当該データを用いて作成した論文等の研究成果物等の公表の可否や、当該論文等におけるデータ引用元の表示など必要な条件を示し、これらを遵守するよう求める。
- ハ 機構は、研究データの提供・供用に際し、機構の研究開発戦略や知的財産戦略その他の観点から、データへのアクセス権の制限、アクセス範囲の限定その他の制限措置をとることがある。

(5) 研究データの公開

- イ 本ポリシーにおいて「公開」とは、インターネット上で公表し、アクセスできるようにすることを意味する。
- ロ 機構は、研究データがもつ公益性やこれに対する社会的ニーズ等にかんがみ、これらを公開することを原則とする。ただし、知的財産権等の保護や個人情報保護その他の観点から、公開することが適当でないものについては、公開の対象外とする。
- ハ 機構は、公開の対象とする研究データについて、可能な限り速やかな公開に努める。ただし、合理的な範囲において、公開までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。

二 機構は、公開の対象とする研究データについて、可能な限り継続的な公開に努める。ただし、やむを得ない事由がある場合には、機構の判断により、公開を打ち切ることがある。

ホ 機構は、研究データの公開に際しては、機構における情報セキュリティの確保や研究データの適正な利活用の確保等の観点から、必要に応じ、当該データへのアクセスや当該データの利用、第三者への提供等に関し、条件を付すことがある。

(6) 研究データの廃棄

機構は、情報資産の取扱いに関する関係規程の定め等に基づき、機構の判断により、保管している研究データを廃棄することがある。

(7) 研究データの帰属

イ 機構の職員等が研究成果物等として得た研究データは、研究成果物等の取扱いに関する機構の規程に基づき、機構に帰属する。ただし別に特段の定めがある場合は、当該定めによる。

ロ 機構又は機構の職員等が他の機関等との共同研究の成果物等として得た研究データの帰属については、当該他の機関等との取り決めによる。

ハ 他の機関等から提供を受けた研究データの帰属については、別に定めるところによる。

(8) 免責

機構は、機構の正当な手続きによる研究データの収集、保管、提供・供用、公開、廃棄その他の取扱い及びそれらの研究データの利用に伴って生じる一切の損害について責任を負わない。

以上